

道営住宅集会所・集会室管理要領

第1 趣旨

この要領は、道営住宅の共同施設として整備された集会所及び集会室(以下「集会所等」という。)の使用方法及び管理に関して必要な事項を定める。

第2 集会所等の管理

集会所等は、総合振興局長又は振興局長が別に定める場合を除き、道営住宅監理員の管理指導に従い、集会所等が所在する団地の自治会等の自主的な運営によって、入居者の使用に供するものとする。

第3 集会所等の使用料

集会所等の使用料は、無料とする。ただし、集会所の使用に係る電気、水道、ガス、暖房等に要する費用は、使用者の負担とする。

第4 使用の禁止

次のいずれかに該当するときは、集会所等を使用してはならない。

- (1)集会所等を使用することにより、道営住宅の入居者の生活の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2)特定の政治活動、宗教活動又は選挙活動を行うとき。
- (3)宿泊の用に供するとき、又は居住を目的とするとき。
- (4)営利を目的とする事業の用に供するとき。
- (5)長期にわたり集会所等を占有するとき。
- (6)その他共同施設の設置の目的に反するとき。

第5 遵守事項及び禁止行為

集会所等を使用するものは、次の事項を守って使用すること。

- (1)この要領及び道営住宅監理員の指示に従い、集会所等の使用にあたって、細心の注意を払うこと。
- (2)他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3)整理整頓を心がけ、集会所等の使用後は、清掃等を行うこと。
- (4)集会所等を汚損したりき損するおそれのある行為をしないこと。

第6 使用の差し止め

道営住宅監理員は、集会所等の使用者が、この要領に規定する事項を守らず、又は道営住宅監理員の指示に従わないときは、当該使用者に集会所等の使用を禁止し、又は使用方法の改善を指示するものとする。この場合において、使用者は、速やかに集会所等の使用をやめ、又は指示に従い使用方法を改善しなければならない。

第7 賠償責任

使用者は、自己の責めにより集会所等又はこれの付帯する設備等を滅失し、又はき損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。